様式（第１条関係）

特別試験研究認定申請書（委託試験研究）

当該試験研究は研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第２条第７項に規定する試験研究機関等に委託して行う租税特別措置法施行令第27条の４第13項第５号又は第39条の39第12項に掲げる試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第20条第18項第２号又は第22条の23第18項第２号に規定する試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．～４．［略］

５．当該委託試験研究に係る試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式（第１条関係）

特別試験研究認定申請書（委託試験研究）

当該試験研究は研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第２条第７項に規定する試験研究機関等に委託して行う租税特別措置法施行令第27条の４第13項第５号又は第39条の39第12項に掲げる試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第20条第18項第２号又は第22条の23第18項第２号に規定する当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．～４．［略］

５．当該委託試験研究に係る試験研究費の額

第四条　平成二十六年文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、国家公安委員会、総務省、財務省、告示第四号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（認定申請書の提出） **第一条**　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第七項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）に委託して行う試験研究（以下「委託試験研究」という。）に係る試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額の認定を受けようとする個人は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則第五条の六第十一項第二号に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該個人の主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。 ２　前項の認定申請書一通には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一　当該試験研究機関等から提出された研究終了時における当該申請に係る委託試験研究の報告書（当該委託試験研究に係る試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）及びその明細並びに支出金額が確認できるものに限る。）の写し 二　当該申請に係る委託試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の三第十項第五号に規定する契約又は協定をいう。次条において同じ。）に係る書類の写し	（認定申請書の提出） **第一条**　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第七項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）に委託して行う試験研究（以下「委託試験研究」という。）に係る試験研究費の額の認定を受けようとする個人は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則第五条の六第九項第二号に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該個人の主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。 ２　前項の認定申請書一通には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一　当該試験研究機関等から提出された研究終了時における当該申請に係る委託試験研究の報告書（当該委託試験研究に係る費用の額及びその明細並びに支出金額が確認できるものに限る。）の写し 二　当該申請に係る委託試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の三第九項第五号に規定する契約又は協定をいう。次条において同じ。）に係る書類の写し